

議案第56号

関市公設地方卸売市場業務条例の一部改正について

関市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年9月1日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

中濃公設地方卸売市場の開場時間及び附属営業人の許可要件を変更するため、この条例を定めようとする。

関市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

関市公設地方卸売市場業務条例（平成元年関市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「生鮮食料品等」を「取扱品目」に改める。

第4条第1項中「午後4時」を「午後10時」に改める。

第19条第1号中「第2条で定める」を削り、「生鮮食料品等の卸売」を「飲食料品の販売」に改め、同条第2号中「、理容業、」を削る。

第25条中「又は取扱品目の販売」を削る。

第33条第3号から第5号までの規定中「生鮮食料品等」を「取扱品目」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。